明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

福岡県　嘉穂郡　うきは市、朝倉市
　桂川町
　東峰村
　朝倉郡　八女市
　広川町
　田川郡　川崎町
　築上郡　築上町
佐賀県　佐賀市
熊本県　阿蘇市
大分県　玖珠郡　中津市、日田市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市
　玖珠町
宮崎県　小林市
鹿児島県　霧島市、志布志市
　大島郡　瀬戸内町

三　令第四十五条第一項の地域

(一)　農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名　郡名　市町村名
青森県　青森郡　青森市、弘前市
福島県　いわき市
富山県　高岡市
福井県　越前市
長野県　茅野市
奈良県　五條市
島根県　邑智郡　出雲市、大田市、雲南市
　邑南町
岡山県　岡山市、高梁市、新見市、赤磐市、美作市
　久米郡　美咲町
高知県　香美市
福岡県　嘉穂郡　朝倉市
　桂川町
　朝倉郡　東峰村
　八女郡　広川町
　田川郡　川崎町
　築上郡　築上町
熊本県　阿蘇市
大分県　玖珠郡　中津市、日田市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市
　玖珠町
宮崎県　小林市
鹿児島県　霧島市、志布志市
　大島郡　瀬戸内町

(二)　林道に係る農林業施設小災害復旧事業に係る市町村の区域

都道府県名　郡名　市町村名
青森県　青森市
福島県　いわき市
富山県　高岡市
福井県　越前市
島根県　出雲市、雲南市
高知県　香美市
福岡県　朝倉郡　東峰村
　浮羽郡　うきは市、朝倉市
熊本県　阿蘇市
大分県　玖珠郡　中津市
　大島郡　玖珠町
鹿児島県　瀬戸内町

○財務省告示第八十九号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第五号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十五年三月二十九日　財務大臣　麻生　太郎

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備に充てるための寄附金

○財務省告示第九十号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十三年三月財務省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日　財務大臣　麻生　太郎

本文第一号中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

○財務省告示第九十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の四第三項及び第四項並びに第三十九条の二十二第二項及び第三項の規定に基づき、個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件（昭和五十年七月大蔵省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日　財務大臣　麻生　太郎

別表財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の項中「財団法人産業廃棄物処理事業振興財団」を「公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

○財務省告示第九十二号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一農業協同組合連合会の項及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二農業協同組合連合会の項の規定に基づき、所得税及び収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件（昭和六十年一月大蔵省告示第十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、同日前に支払を受けるべき所得税法第百七十四条各号に掲げる利子等、配当等、給付補塡金、利息、利益、差益及び利益の分配並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び同法第四十一条の十二第二項に規定する割引債の同項に規定する償還差益に係る所得税並びに同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日　財務大臣　麻生　太郎

別表栃木県厚生農業協同組合連合会の項を削る。

○財務省告示第九十三号

株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令（平成二十一年財務省令第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法を定める件（平成二十一年財務省告示第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日　財務大臣　麻生　太郎